

## 定期監査の結果

### 1 監査の期間

平成25年8月20日から平成25年9月2日

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部課

市民病院事務部管理課

#### (2) 対象期間

平成25年4月1日から平成25年7月31日

### 3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

### 4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

#### (1) 管理課

ア 職員の住居手当の算定において、共益費や駐車料の対象家賃とならない費用を含んで家賃を支払っている場合で、それら対象家賃とならない経費を除さずに手当額を算定していた。対象家賃とならないそれぞれの区分について貸主の証明書を徴取するなどして、適正な手当額を算定されたい。

イ 50万円を超える契約において予定価格が定められていない契約が散見された。随意契約においても予定価格を定める必要があるため、西尾市契約規則第25条の規定により適切な事務処理をされたい。

ウ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を随意契約の根拠として適用しているにもかかわらず見積合わせをしているものが散見された。契約の原則は入札の方法により契約の相手方を決定するものであり、契約の公平性、透明性の確保のためにも、随意契約ができる適当な理由がない限り入札により契約を締結されたい。

エ 契約書に契約保証金に関する記載、委託料の支払い方法についての記載及び暴力団排除に関する記載がなかった。西尾市契約規則又は西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に沿った事務処理をされたい。

オ 看護師の求人、広報に係る契約で、正当な理由がないにもかかわらず前金払により

経費を支払っていた。前金払をすることのできる経費については、地方公営企業法施行令第21条の7及び西尾市予算決算会計規則第60条に規定されており、法令等に沿った事務処理をされたい。

カ 借受公舎の賃貸借契約において、一部を解除しその余の部分を継続して契約を締結する際に、解約する部分については、解約伺いの決裁を受け適正な事務処理がなされていたが、継続契約となる部分について、契約締結伺いを起案せずに新たに契約を締結していた。継続契約であっても契約書（案）を添付して契約締結伺いを起案し、決裁区分に応じた決裁を受けられたい。

キ 印刷機賃貸借契約において、一者随意契約の正当な理由の記載がなかった。一者随意契約の正当な理由がない場合は、西尾市契約規則第24条の3により、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないので、規則に沿った契約事務をされたい。

ク 在宅酸素療法に伴う機器の貸与契約書において、契約書本文に記載された契約者と、記名押印している契約者が相違していた。契約の重要性を認識し適正な事務処理をされたい。